

特定非営利活動法人グリーンライフ倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンライフ倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大分県別府市西野口町1番19号コーポ山信206号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、人々が快適で幸せな暮らしを送る事を願い、高齢者の生活支援と文化的な活動を通じて、地域の人たちが心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 音楽会等の芸術鑑賞会、写真・ビデオ・音楽のコンテスト等のイベントの企画及び開催
2. 陶芸教室、家庭救急処置法、ヒーリング(癒し)教室の開催
3. 事理弁別能力が不十分な場合の福祉、医療その他日常生活の補助、及び後見業務の受託、援助、支援、管理
4. 遺言執行及び死後事務受託業務
5. 上記3. 4. の目的達成に必要な専門的人材の養成、資格認定、登録、現任者研修業務
6. この法人と同じ目的を持つ団体への支援・援助・活動

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

③ 特別会員・名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 特別会員及び名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員とする

(退会)

第8条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす

① 死亡したとき。

② 団体にあつては解散したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前の弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の決議に基づき除名することができる。

① この定款又は規則に違反したとき

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 この法人には、次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上
- ② 監事 1人

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

- 2 理事及び監事は、兼任することが出来ない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - ① 理事長 1名
 - ② 副理事長、専務理事、常務理事を夫々若干名置くことができる。
- 4 役員の内にはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 5 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告する。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 第1号、第2号の点について理事に個別の意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② 職務上の職務違反があると認められたとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第16条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べる事が出来る。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権限)

第18条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を決議する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更。
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認。
- ⑥ 役員を選任又は解任。
- ⑦ その他この法人の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により総会の招集の請求があったとき。
- ③ 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号によって監事が請求する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する

(総会の定足数)

第 22 条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の決議)

第 23 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適応については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 25 条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名捺印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 26 条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 総会の決議した事項の執行に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項、

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
 - ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③ 監事からの招集の請求があったとき。
- 2 理事長は前号第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら開催できるものとする。

(理事会の議事)

第28条 理事会の議長には理事長がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 寄付金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第31条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の決議を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入収支は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計をもうけることができる。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任命する。

- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼任することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第 36 条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証、及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎年はじめの 3 ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表・及び収支計算書
- ② 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面。
- ④ 前事業年度において会員であった 10 人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面。

(閲覧)

第 37 条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑 則

(公告)

第 38 条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

(委任)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 第 40 条 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 第 41 条 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項の規定に拘らず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 第 42 条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 18 条第 1 号並びに第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 第 43 条 この法人の設立初年度の会計年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

これは当法の定款である

法人名 特定非営利活動法人グリーンライフ倶楽部

理 事 後藤哲哉

